

議案等審議状況



議案等の審議状況を掲載します



賛成・不賛成で意見の分かれた議案は起立採決で賛否を問います。

賛成○ 不賛成●

可否	諸派	笠栄会	改革21	公明党	讃志会		創政みらい			会派名
賛成・不賛成	賛成・不賛成	賛成・不賛成	賛成・不賛成	賛成・不賛成	賛成・不賛成	賛成・不賛成	賛成・不賛成	賛成・不賛成	賛成・不賛成	議員名

- ※1 議長は地方自治法第116条第2項の規定により、採決に加わることはできません。
- ※2 再議：議会で行った議決について異議があるとして、長が議会に求めるやり直しの審議又は選挙のことをいいます。
令和4年第1回臨時会において議決した発議第2号（P3参照）について、さきの議決のとおり決するには、地方自治法第176条第3項の規定により、特別多数議決を要し、その表決については議員定数の半数以上の議員が出席し、その出席の3分の2以上の同意を必要とします。また、特別多数議決は議長も採決に加わります。

再議に付した理由（市長からの提案理由）

次の理由により再議に付するものである。

- (1) 市長等の給料、期末手当及び退職手当については、笠岡市特別職報酬等審議会の、令和3年12月24日付け「特別職の報酬等の額について（答申）」のとおり、市長、副市長及び教育長の報酬については、県内各市及び全国同規模都市と比較検討した結果、月額報酬は概ね都市規模に相応した額となっており、期末手当の支給月数についても年間報酬額で県内各市及び全国同規模都市と比較検討した結果相応しい額であるとの結論が示されており、同審議会における熱心かつ慎重な議論の結果であることから、同審議会の答申を尊重していただきたい。
- (2) 地方自治制度の根幹をなす、議会と市長との二代表制の下、それぞれが独立・対等な立場であることから、市長等の給料及び期末手当について一方的に減額を行うのではなく、あらかじめ執行部と協議して、執行部の意向を尊重していただきたい。



右に掲載する議案は、継続審査としました。

議案番号	案 件
議案第22号	笠岡市まちづくり協議会条例の制定について